

## 平成 29 年度 村上市制度融資のご案内

村上市では、市内の中小企業の皆様が必要な事業資金を円滑に調達して、健全経営を図るため、制度融資を設けています。お気軽にご相談ください。

### 制度融資の概要 信用保証協会に支払う信用保証料の一部を市が補給(負担)します。

#### (1) 村上地方産業育成資金

制度名	融資の対象者	資金の使途と貸付限度額
村上地方産業育成資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所または事業所を有している者</li> <li>・市税の滞納がない者</li> </ul>	運転資金・設備資金 1,000 万円以内

#### (2) 村上市中小企業振興資金

制度名	融資の対象者	資金の使途と貸付限度額
一般資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所を有し、中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者</li> <li>・市税の滞納がない者のうち市長が特に必要と認めた者</li> </ul>	運転資金・設備資金 1,000 万円以内
特別資金	施設整備資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者のうち、市内で卸売業、小売業、サービス業で 6 ヶ月以上その事業を営んでいる者</li> <li>・市税の滞納がない者</li> </ul>	店舗及び製造場所の新築、増築及び改築のための設備資金 1,000 万円以内
	設備整備資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者で、市内で 6 ヶ月以上その事業を営んでいる者</li> <li>・市税の滞納がない者</li> </ul>	生産などの効率を高める機械設備を新設、更新するための設備資金 1,000 万円以内
	不況対策資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者で市内に事業所を有し、かつ市税の滞納がない者又は分納誓約書を提出し、市長及び信用保証協会が認めた者</li> <li>・中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号又は委員会が不況企業と認定された者</li> <li>・最近 3 か月間の平均売上高が過去 3 年間のいずれかの年の同期と比較して同じ又は減少している者で市長が認定した者</li> </ul>	運転資金 1,200 万円以内 設備資金 1,500 万円以内
	創業支援資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、市税の滞納がない者で次のいずれかに該当する者</li> <li>・1 ヶ月以内に事業開始の計画を有する者</li> <li>・2 ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業開始の計画を有する者</li> <li>・中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者で創業後 5 年を経過していない者</li> </ul>	運転資金 500 万円以内 設備資金 1,000 万円以内 併用限度額 1,000 万円以内

※貸付期間・貸付利率などについては村上市のホームページ等でご確認ください

## 取扱金融機関（順不同）

- ・村上信用金庫本店、岩船支店、駅前支店、東支店、荒川支店、府屋支店
- ・大光銀行村上支店
- ・きらやか銀行村上支店、温海支店（村上市中小企業振興資金に限る）
- ・第四銀行村上支店、岩船支店、坂町支店、山北支店
- ・北越銀行村上支店
- ・新潟県信用組合荒川町支店

## 問い合わせ先

- |               |          |
|---------------|----------|
| ・村上市役所商工観光課   | ☎53-2111 |
| ・村上市朝日支所産業建設課 | ☎72-6883 |
| ・村上市荒川支所産業建設課 | ☎62-3101 |
| ・村上市神林支所産業建設課 | ☎66-6111 |
| ・村上市山北支所産業建設課 | ☎77-3115 |
| ・村上商工会議所      | ☎53-4257 |
| ・朝日商工会        | ☎72-1301 |
| ・荒川商工会        | ☎62-3049 |
| ・神林商工会        | ☎66-7408 |
| ・山北商工会        | ☎77-2259 |



費用無料  
秘密厳守

# 新潟県労働委員会委員による 労働トラブル休日相談会

労働者、事業主を問わず、労使間の問題解決に向けてアドバイスします。

- 期 日：10月15日（日）13：30～16：00  
会 場：新潟県庁16階 新潟県労働委員会  
内 容：解雇、賃金未払い、退職金、パワハラなどの労使間のトラブル  
（採用に関するものは除きます） 1人当たり約30分  
申込み：事前に予約をお願いします。予約時間をお知らせします。

お申込み・お問い合わせ **新潟県労働委員会事務局（県庁16階）**

**☎025-280-5544（土・日・祝日は除きます。）**

詳しくはWebで!

平成30年4月1日から

## 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この障害者雇用率制度が、平成30年4月1日から次のように変わります。

### 変更点

①

民間企業の法定雇用率が、2.2%に引き上げられます。

▶ 現行は2.0%

### 変更点

②

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 現行は従業員50人以上

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは**特にご注意ください**。

### 留意点

平成33年4月までには、法定雇用率が、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 民間企業の法定雇用率は2.3%になります。⇒対象となる事業主の範囲も従業員43.5人以上に広がります。

平成29年秋

## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

が始まります！

### 養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。  
※今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
※受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

### 事業所への 出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。  
また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、  
精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、新潟県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

# 平成 29 年度後期技能検定試験の受付が始まります!!

受検申請受付期間：平成29年10月2日（月）から10月13日（金） **締切厳守!!**

**ご注意**

**ください!**

平成29年度後期技能検定試験から、受検申請時に本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、学生証等の写し等）の提出が必要となります。

◎ 受検申請書の配布および申請受付は下記にて行っております。

## 若者の技能検定受検手数料が減額されます

**全職種  
対象!!**

- (1) 実技試験を受検する方  
(2) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない方

対象となる  
職種・等級

- 職種：職業能力開発協会が実施する全職種及び民間の指定試験機関が実施する5職種（ウェブデザイン、ピアノ調律、機械保全、情報配線施工、ビルクリーニング）  
○等級：2級、3級（随時実施される等級は対象外です。）

### 受検手数料（新潟県職業能力開発協会が実施する技能検定試験）

区分	職種	受検手数料（35歳に達していない方）			
		一般（在校生以外の方）		在校生（※）	
		現行	平成29年度後期試験から	現行	平成29年度後期試験から
実技	① 下記②及び③以外の職種	17,000円	<b>8,000円</b>	11,300円	<b>2,900円</b>
	② 機械検査、婦人子供服製造	14,100円	<b>5,100円</b>	9,400円	<b>2,900円</b>
	③ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,500円	<b>3,500円</b>	8,300円	<b>2,900円</b>
学科	全職種	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円

※ 在校生は、テクノスクール、職業能力短期大学校、高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学の在校生等が該当します

(注) 技能五輪地方大会は、減額の対象になりません。ただし、技能検定の受検と併せて技能五輪地方大会を応募する場合は、減額の対象となります。

◎詳しくは下記までお問い合わせください

#### ■■■■お問い合わせ先■■■■

■新潟県職業能力開発協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町 15 番地 2

TEL 025-283-2155

FAX 025-283-2156

■新潟県産業労働観光部職業能力開発課

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

TEL 025-280-5263

FAX 025-280-5168